

自立支援協議会での検討経過について

1. 開催状況

- (1) 第1回計画見直し用運営会議：令和8年（2026年）5月28日（木）14：00から16：00まで
- (2) 第2回計画見直し用運営会議：令和8年（2026年）6月29日（月）14：00から16：00まで
- (3) 第3回計画見直し用運営会議：令和8年（2026年）7月30日（木）13：30から16：30まで
※第3回は、前半は令和7年度実績モニタリング、後半は計画中間見直しを議論
- (4) 第2回全体会：書面で開催し、令和8年（2026年）8月7日（金）から8月16日（日）まで
委員から意見を募集
- (5) 第4回計画見直し用運営会議：令和8年（2026年）8月20日（木）14：00から16：00まで
- (6) 第3回全体会：令和8年（2026年）9月4日（金）14：00から16：00まで

2. 会議概要

(1) 第1回計画見直し用運営会議

計画見直しの基本的な考え方、見直しスケジュール及び国の基本指針改正内容について確認。
見直しスケジュールについては、9月中旬の素案決定に向けた日程を共有し、7月から8月にかけて重点的に見直し作業を行うことを確認した。また、10月の市政政策会議、11月の市議会委員会報告、12月のパブリックコメント実施、翌年1月から2月の社会福祉審議会へのパブリックコメント結果報告を経て、2月中旬に市長決裁を行う予定であることを説明した。
計画見直しのポイントとして、中核市権限を活用した事業者指定の見直しについて説明を行い、地域課題の解決に向け、条件付き指定や総量規制の導入により、地域ニーズに即したサービス提供体制の構築を目指す考え方を共有した。

(2) 第2回計画見直し用運営会議

計画第1章から第3章までの修正案について確認を行った。
第1章では、近年の状況や計画期間・策定体制の修正内容を確認した。
第2章では、各種統計データの更新及び地域自立支援協議会各部会から抽出された地域課題を反映した「施策推進にあたっての課題」の記載内容について意見交換を行った。
第3章では、基本目標及び基本方針を継承しつつ、「予防型福祉行政」の視点を追記する方向性を確認した。
また、中間見直しの重点事項である中核市権限の活用について、障害者施設整備方針の改定案、条件付き指定及び総量規制導入に向けたサービス別の方向性、地域課題の解決方策、人材確保事業の再構築案について説明し、地域課題の解決に資する事業者指定のあり方について意見交換を行った。

(3) 第3回計画見直し用運営会議

令和7年度実績モニタリングについて、評価方法や全体的な方向性を確認した。
計画第1～3章について、第2回会議で出た意見を反映した箇所を報告した。
計画第4～5章について、国の基本指針改正や法改正を踏まえて具体的に各項目の見直しを行

ったことを報告した。

計画第6章について、中間見直しにかかる部分を削除したことを報告した。

障害者施設整備方針の運用ガイドライン（案）について、総量規制の中でも市の指定した条件付けに応じる事業所については指定を行うことや、条件付き指定にあたっては毎年度自立支援協議会の中で話をしながら、条件の維持や見直しを行っていくことを説明し、意見交換を行った。

自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案について、塚田会長はじめ各部長から補足説明し、意見交換を行った。

(4) 第2回全体会（書面開催）

計画各章の見直し案や自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題取組み案、障害者施設整備方針の運用ガイドライン（案）を送付し、「【資料3】計画の中間見直しについての全体会委員意見に対する回答」に記載されているとおり、委員から意見をいただいた。

(5) 第4回計画見直し用運営会議

次の各視点で委員1人ずつ意見をいただき、議論を行った。

これまでの会議資料を一つにまとめた計画の中間見直し素案（案）について、追加すべき視点や、今後作成する用語解説に入れるべき用語はないか。

計画の中間見直しについての全体会委員意見一覧について、特に重視すべき意見はあるか。

協議会から提案された取組案について、中間見直しへ反映すべきキーワードや要素はあるか。

計画への記載よりも個別事業等で対応すべき内容はあるか。

(6) 第3回全体会

(4)第2回全体会（書面開催）で出た意見に対して市の考え方を回答し、計画の中間見直しについて再度意見をいただいた。計画の素案（案）について、現時点の内容と今後反映していく事項を各資料で説明し、意見をいただいた。

3. 主な意見（計画見直しに直結する意見を抜粋）

(1)～(5)については、資料1の素案（案）及び資料5障害者施設整備方針の運用ガイドライン（案）に反映済みだが、(6)については未反映の状況。

(1) 第1回計画見直し用運営会議

- ・条件付き指定や総量規制については、地域課題の解決に向けた目的や必要性が市民・事業者に伝わるよう、丁寧な説明が必要である。
- ・人材確保及びサービスの質の向上について、計画の中でより明確に位置付けるべきである。
- ・障害福祉における圏域設定や事業所間の連携強化について、今後の検討課題として計画に位置付けるべきである。
- ・地域課題への対応に当たっては、予防型福祉行政の視点を踏まえた記載を検討すべきである。

(2) 第2回計画見直し用運営会議

- ・中核市権限、条件付き指定、総量規制などの専門用語については、市民にも分かりやすい解説を加えるべきである。
- ・地域課題の整理に当たっては、課題の重要度や記載内容の粒度を整理し、分かりやすい構成とするべきである。
- ・地域課題や事業者指定の見直しの必要性については、実態を示すデータや数値を併せて示すべきである。
- ・グループホームの整備方針については、フルバリアフリー化の方向性を示しつつ、障害特性や事業所の実情にも配慮した柔軟な記載とするべきである。
- ・事業所指定の見直しについては、サービスの質の確保及び事業継続性の視点を重視するとともに、利用者への影響にも十分配慮した表現とするべきである。

(3) 第3回計画見直し用運営会議

- ・重度化・高齢化が進む中で、緊急時の受入体制、相談支援、人材確保が限界に近づいており、地域資源を可視化しながら行政と民間が連携して持続可能な支援体制を構築すべき。
- ・親や支援者の高齢化が進み、親亡き後や虐待リスクへ対応するセーフティネットを考えるべき。
- ・相談支援事業所へ加算取得や指定基準等の情報が見える化し、経営・運営支援が必要。
- ・医療的ケア児者支援・在宅レスパイトの拡充が必要。
- ・ホームヘルパーやガイドヘルパーの確保が困難な中で、市主導の研修実施や資格取得支援、広報強化が必要。
- ・就労支援機関が生活面まで抱え込み、負担が限界に近く、地域全体で支える視点が必要。

(4) 第2回全体会（書面開催）

「【資料3】計画の中間見直しについての全体会委員意見に対する回答」に記載されている意見のとおり。

(5) 第4回計画見直し用運営会議

- ・資料「協議会抽出の課題&取組案に対する市の考え」（全体会では資料4）通し No. 9 の第4章施策 18 の重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業について、受け皿がない中で“就労等を目的とした利用の対象拡充”について明記するか、検討してはどうか。
- ・資料「協議会抽出の課題&取組案に対する市の考え」（全体会では資料4）通し No. 1 の第4章施策 1 地域生活支援拠点等の運用について、自立支援給付からの拠点コーディネーターの配置を進めていくことを明記してはどうか。
- ・行政のワーカーなども含めて、相談に関わる支援者を支援することを明記してはどうか。
- ・第5章の計画相談支援のサービス量の見込み、地域定着支援のサービス量の見込みについて、実績というよりは、数字を膨らませていく方向でいくべきではないか。
- ・圏域の話を第4章の施策の中に記載すべきではないか。
- ・第2章の都内の特例子会社の状況における、特例子会社の年度別設立件数（都内）について、グラフで年度別設立件数を記載するのではなく、都内や多摩地域にどれくらい特例子会社があるかを記載してはどうか。

(6) 第3回全体会

- ・障害者施設整備方針について、一般の人が読んだ時に管理的なものに切り替わっている印象、市が厳しく規制していく印象を受けるので、市の意図が伝わるよう表現を考えた方がよいのではないかと。

※今回の計画見直しには直結しないが、次回の計画策定に向けて検討すべき意見

- ・短期的に行う計画、中・長期的に行う計画を分けて考えるべきではないか。